長崎県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定に基づき、佐世保市内（宇久地区）の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和６年３月26日

長崎県公安委員会委員長　安部　惠美子

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
向江分駐所前	佐世保市宇久町平3226番地の21先	佐世保市と運行に関する覚書を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第３条の３第２号に規定する路線不定期運行に限る。）の用に供する自動車（宇久観光バス株式会社が運行する路線バス宇久線）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和６年３月15日付け関係者間で合意
宇久診療所	佐世保市宇久町平2344番地先			
啓寿園入口	佐世保市宇久町平2406番地先			
宇久小学校前	佐世保市宇久町平2691番地先			
船倉公民館前	佐世保市宇久町平2583番地先			
宇久行政センター前	佐世保市宇久町平2493番地の２先			
宇久ターミナル	佐世保市宇久町平2435番地の２先			
高校入口	佐世保市宇久町平2426番地先			
総合センター前	佐世保市宇久町小浜373番地先			
蒲浦入口	佐世保市宇久町小浜388番地先			
長野入口	佐世保市宇久町小浜1203番地先			
蒲浦	佐世保市宇久町小浜1394番地先			
下山	佐世保市宇久町小浜2260番地先			
小浜	佐世保市宇久町小浜3874番地先			
福浦	佐世保市宇久町小浜4137番地先			

鬼塚	佐世保市宇久町神浦2200番地先			
宇久島神社前	佐世保市宇久町神浦2121番地先			
神浦郵便局前	佐世保市宇久町神浦2254番地先			
神浦	佐世保市宇久町神浦2458番地先			
飯良	佐世保市宇久町飯良1105番地先			
本飯良	佐世保市宇久町本飯良1199番地先			
狩立	佐世保市宇久町本飯良490番地先			
狩立入口	佐世保市宇久町本飯良444番地先			
大久保	佐世保市宇久町大久保579番地先			
木場	佐世保市宇久町木場964番地先			